

[重要なお知らせ] 「福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について（通知）」について

平成 29 年 8 月 25 日付で厚生労働省より発表されました通知により、平成 29 年 10 月の貸与分（11 月の介護給付費請求分）から介護給付費明細書に T A I S コードまたは福祉用具届出コードが必要になります。いずれも記載のない介護給付費の請求については各国民健康保険団体連合会の審査において払戻すとの事です。

これに伴いまして、弊社では現在(平成 29 年 9 月 1 日)T A I S コードを取得していない商品に関しまして、お客様からの申請に応じて福祉用具届出コードを随時取得してまいります。

福祉用具届出コードが必要なお客様は下記の必要書類を弊社までメールにてご送付いただきますようお願い申し上げます。

なお申込期限が 9 月 30 日となっておりますので、大変恐縮ですが 9 月 20 日までに配信いただきますようお願いいたします。多くのご依頼が予想されます。20 日を過ぎますと申請に間に合わない可能性がございますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1、必要書類

「介護給付費請求・明細書 様式第二 居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書」

※被保険者に関する部分は個人情報のため、黒く塗りつぶすなどの対応をお願いします

※大変恐縮ですが 9 月 20 日までにご配信いただきますようお願いいたします。

※詳細はテクノエイド協会ホームページにてご確認ください

テクノエイド協会HP <http://www.techno-aids.or.jp/>

2、配信先メールアドレス

info@wheelchair.co.jp

あるいは弊社の各担当営業まで

日進医療器株式会社
営業部